第２章　計画の基本的事項

1　計画の目的

本計画は、基本条例が掲げる基本理念を踏まえ、上位計画にあたる第２次日光市総合計画の都市像

『feel so good!!　暮らして満足　訪ねて納得　自然と笑顔になれるまち』

を環境の視点から捉え、持続可能な社会の実現に向けて、環境の保全と創造（以下、環境の保全等という。）を総合的・計画的に進めることを目的とします。

地球温暖化防止対策など環境分野における取り組みの基本方針を示し、継続的かつ効果的な施策を展開することで、環境面から持続的発展が可能なまちづくりをめざす環境のマスタープランとして策定します。そして、総合計画が掲げる環境政策の方向『自然と共生する環境のまち』の実現をめざしています。

環境のまちづくりに向けては、市が実施する環境の保全等に関する施策や取り組みだけではなく、市民・事業者をはじめ、日光市を観光などで訪れる多くの滞在者が、地域のみならず地球規模の環境問題まで関心を持って、環境に配慮し、環境保全行動や活動に取り組んでいく必要があります。このため、本計画は、こうした各主体の環境保全に向けた取り組みの“道しるべ”ともなるものです。

2　環境の保全等に向けて～市民・事業者・滞在者・市の役割～

本計画がめざす環境像や目標の実現には、市民・事業者・滞在者・市の各主体が、環境の保全等に対する自らの役割を理解し、相互に連携・協力しあいながら、環境の保全等に向けた取り組みを積極的に進めることが不可欠です。

そのため、各主体が環境の情報や課題を共有し、相互に理解しあい、公平な役割分担（環境パートナーシップ*）のもとに、本計画に掲げられた環境の保全等に関するさまざまな取り組みを協力して進める必要があります。

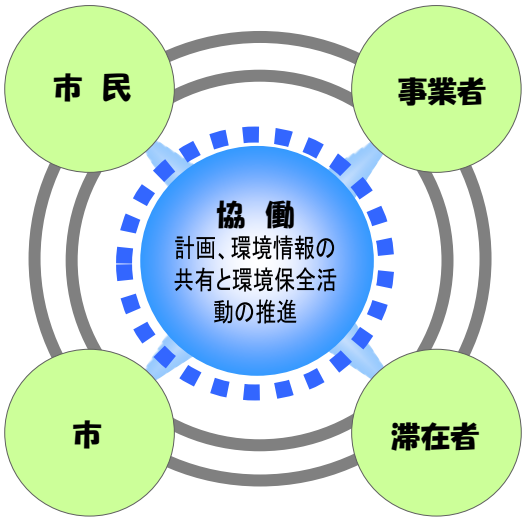

※各主体の役割（責務）
資料編１日光市環境基本条例第４条～第８条参照

3　計画の位置づけ

本計画は、基本条例第 10 条の規定に基づき、環境の保全および創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定される環境に関する基本的な計画です。第２次日光市総合計画および環境の保全等に関連する部門別計画や施策と連携し、環境分野の施策や取り組みを総合的に進めるための計画です。

そして、本計画は、基本条例に掲げられた市民・事業者・滞在者・市の役割と責務について、各主体の環境配慮や環境保全行動、協働による環境の保全等の取り組みの方向を示すものです。

また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 19 条第 2 項による「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」および「気候変動適応法」第 12 条による「地域気候変動適応計画」を、本計画に統合した計画として位置づけます。

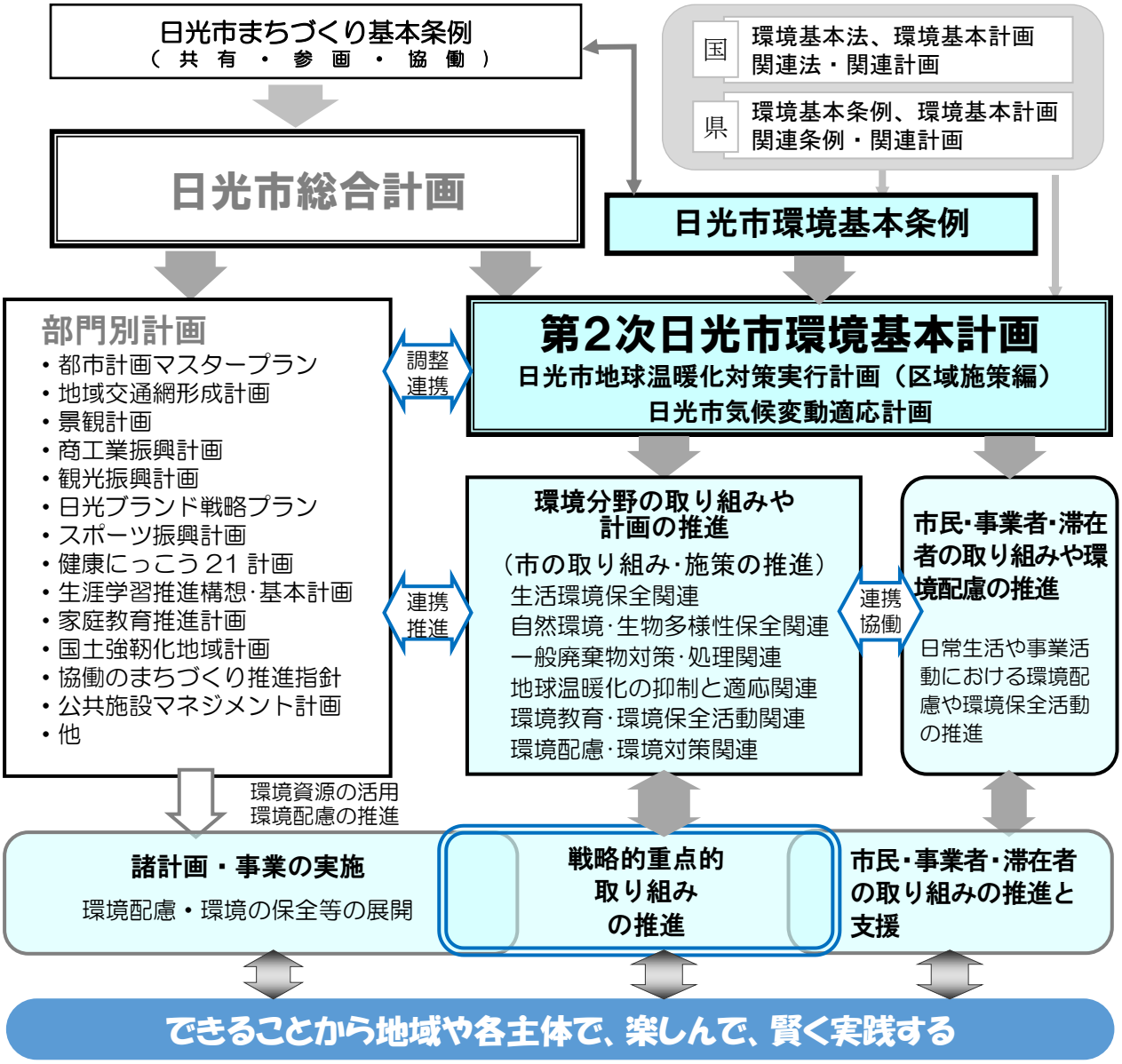

4　計画が対象とする環境の範囲

今日の環境問題は、環境汚染・公害などの生活環境の安全・安心に係る問題をはじめ、自然環境・生物多様性、資源・廃棄物、エネルギー・地球温暖化など、相互に密接に関わり合いながら、地域環境から地球環境まで広がっています。また、私たちの日常生活や事業活動とも密接に関わっています。

こうした環境問題に適切に対応し持続可能な社会を実現していくためには、行政だけでは困難であり、市民・事業者など幅広い人々の連携と協力が必要になっています。

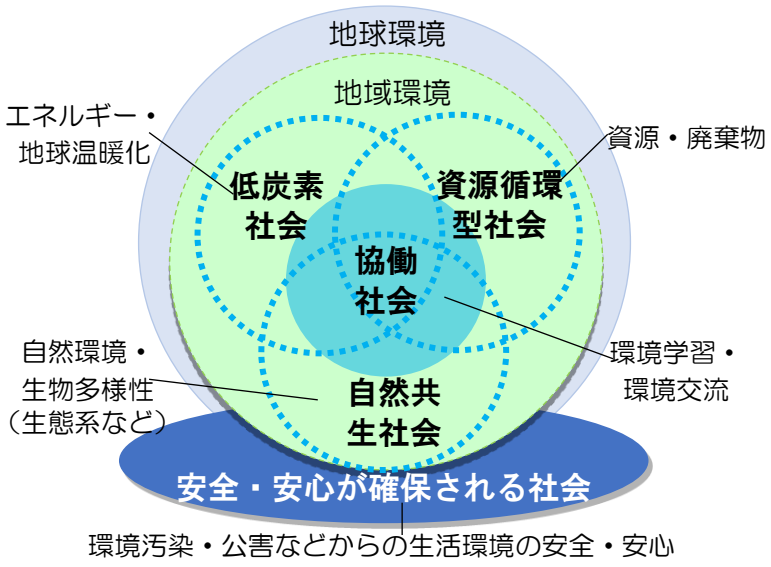

このため、本計画では、安全で安心して暮らせる快適な生活環境が確保される社会を基盤に、自然と共生した社会、資源が循環し廃棄物排出が少ない社会、地球温暖化防止への地域から貢献できる低炭素社会に係る環境分野の項目を対象とします。

また、私たち一人ひとりが環境について考え・行動し、協働により環境の保全等に取り組んでいる社会の実現に向けて、各環境分野に共通する環境教育・環境保全活動も対象範囲とします。

環境分野		計画が対象とする環境の主な項目
安全・安心が確保される社会	安全で安心して暮らせる快適な生活環境が確保された社会	生活環境（大気環境、水環境、騒音・振動、悪臭、土壌・地下水、有害化学物質、放射能汚染） 気候変動による影響への適応 大規模災害時廃棄物処理
自然共生社会*	優れた自然が育んだ環境・歴史文化を生かす社会	自然環境資源（水循環＜水資源、水辺環境＞、森林環境、自然景観、身近な自然＜里山*・田園・水辺＞、歴史文化環境　など） 生物多様性（野生動植物、生態系）
資源循環型社会*	ものを大切にし、資源が循環利用されるごみのない社会	３Ｒ（ごみの発生抑制・再使用・再生利用） 環境にやさしい製品の製造・使用・再利用 廃棄物処理、不法投棄、環境美化　など
低炭素社会	資源・エネルギーを有効活用する環境負荷の少ない社会	エネルギー有効活用（省資源・省エネルギー、再生可能エネルギー、蓄エネルギー、エネルギー効率利用など） 地球温暖化防止への貢献（温室効果ガス排出抑制など）
協働社会（環境学習・環境交流）	環境パートナーシップ（協働）により環境保全やまちづくりが進められる社会	（各分野に共通する基本的な取り組みに係る項目） 環境教育・環境学習 環境配慮行動、環境保全活動、環境交流 環境情報

5　計画の期間

本計画は、令和 2 年度（2020 年度）を初年度とし、令和 11 年度（2029 年度）の 10 年間を計画期間とします。なお、社会情勢や環境の変化などに対応していくため、必要に応じて計画の見直しを行います。

また、総合計画の改定や総合計画・基本計画の見直しなどと相互に連携と調整をはかり、環境の保全等に関する施策や事業、環境指標をはじめ、市民との協働の取り組みなどが効果的に進められるよう努めるものとします。

6　計画の推進

（1）計画の推進と推進体制

計画を効率的に推進するために、市民・事業者・滞在者・市が、それぞれの役割分担と環境パートナーシップのもとに連携し、環境の保全等に総合的・計画的に取り組む体制や制度づくりを進めます。

- 本計画は、市の他の計画との整合をはかるとともに、必要に応じて見直し、効果的な施策を展開するものとします。
- 日光市環境審議会、日光市環境基本計画推進委員会において、計画の進捗状況を評価し、その適切な推進をはかるとともに、必要に応じて見直しを行います。
- 複雑化・多様化・広域化する環境問題に対して、国や県、近隣市町などとの連携をはかります。
- 環境に関する調査・研究を進め、情報の収集と蓄積に努めるものとします。
- 本計画の施策や事業を安定的かつ継続的に進めるために、必要となる財政的措置をはかります。

（2）計画の進行管理

本計画は、日光市総合計画と連携し、ＰＤＣＡサイクル*により進行管理を行います。

また、基本条例に基づき、毎年度、本計画に掲げる各種施策の実施状況と環境指標の状況を把握・評価し、環境の年次報告書にとりまとめ、広報紙や市のホームページで公表します。